

七百七十二ターレ	四百九十三ターレ
七百七十三ターレ	四百九十四ターレ
七百七十四ターレ	四百九十四ターレ
七百七十五ターレ	四百九十四ターレ
七百七十六ターレ	四百九十四ターレ
七百七十七ターレ	四百九十五ターレ
七百七十八ターレ	四百九十五ターレ
七百七十九ターレ	四百九十五ターレ
七百八十ターレ	四百九十六ターレ
七百八十一ターレ	四百九十六ターレ
七百八十二ターレ	四百九十六ターレ

七百八十三ターレ	四百九十六ターレ
七百八十四ターレ	四百九十六ターレ
七百八十五ターレ	四百九十七ターレ
七百八十六ターレ	四百九十七ターレ
七百八十七ターレ	四百九十七ターレ
七百八十八ターレ	四百九十七ターレ
七百八十九ターレ	四百九十八ターレ
七百九十ターレ	四百九十八ターレ
七百九十一ターレ	四百九十八ターレ
七百九十二ターレ	四百九十八ターレ
七百九十三ターレ	四百九十九ターレ

七百九十四ターレル	四百九十九ターレル
七百九十五ターレル	四百九十九ターレル
七百九十六ターレル	四百九十九ターレル
七百九十七ターレル	五百ターレル
七百九十八ターレル	五百ターレル
七百九十九ターレル	五百ターレル
八百ターレル	五百ターレル
八百一ターレル	五百一ターレル
八百二ターレル	五百一ターレル
八百三ターレル	五百二ターレル
八百四ターレル	五百二ターレル

八百五ターレル	五百二ターレル
八百六ターレル	五百三ターレル
八百七ターレル	五百三ターレル
八百八ターレル	五百四ターレル
八百九ターレル	五百四ターレル
八百十ターレル	五百四ターレル
八百十一ターレル	五百五ターレル
八百十二ターレル	五百五ターレル
八百十三ターレル	五百六ターレル
八百十四ターレル	五百六ターレル
八百十五ターレル	五百六ターレル

八百十六ターレ	五百七ターレ
八百十七ターレ	五百七ターレ
八百十八ターレ	五百八ターレ
八百十九ターレ	五百八ターレ
八百二十ターレ	五百八ターレ
八百二十一ターレ	五百九ターレ
八百二十二ターレ	五百九ターレ
八百二十三ターレ	五百十ターレ
八百二十四ターレ	五百十ターレ
八百二十五ターレ	五百十ターレ
八百二十六ターレ	五百十一ターレ

八百二十七ターレ	五百十二ターレ
八百二十八ターレ	五百十二ターレ
八百二十九ターレ	五百十二ターレ
八百三十ターレ	五百十二ターレ
八百三十一ターレ	五百十三ターレ
八百三十二ターレ	五百十三ターレ
八百三十三ターレ	五百十四ターレ
八百三十四ターレ	五百十四ターレ
八百三十五ターレ	五百十四ターレ
八百三十六ターレ	五百十五ターレ
八百三十七ターレ	五百十五ターレ

八百三十八ターレル	五百十六ターレル
八百三十九ターレル	五百十六ターレル
八百四十ターレル	五百十六ターレル
八百四十一ターレル	五百十七ターレル
八百四十二ターレル	五百十七ターレル
八百四十三ターレル	五百十八ターレル
八百四十四ターレル	五百十八ターレル
八百四十五ターレル	五百十八ターレル
八百四十六ターレル	五百十九ターレル
八百四十七ターレル	五百十九ターレル
八百四十八ターレル	五百二十ターレル

八百四十九ターレル	五百二十ターレル
八百五十ターレル	五百二十ターレル
八百五十一ターレル	五百二十一ターレル
八百五十二ターレル	五百二十二ターレル
八百五十三ターレル	五百二十二ターレル
八百五十四ターレル	五百二十二ターレル
八百五十五ターレル	五百二十二ターレル
八百五十六ターレル	五百二十三ターレル
八百五十七ターレル	五百二十三ターレル
八百五十八ターレル	五百二十四ターレル
八百五十九ターレル	五百二十四ターレル

八百六十ターレ	五百二十四ターレ
八百六十一ターレ	五百二十五ターレ
八百六十二ターレ	五百二十六ターレ
八百六十三ターレ	五百二十六ターレ
八百六十四ターレ	五百二十六ターレ
八百六十五ターレ	五百二十六ターレ
八百六十六ターレ	五百二十七ターレ
八百六十七ターレ	五百二十七ターレ
八百六十八ターレ	五百二十八ターレ
八百六十九ターレ	五百二十八ターレ
八百七十ターレ	五百二十八ターレ

八百七十一ターレ	五百二十九ターレ
八百七十二ターレ	五百二十九ターレ
八百七十三ターレ	五百三十ターレ
八百七十四ターレ	五百三十ターレ
八百七十五ターレ	五百三十ターレ
八百七十六ターレ	五百三十一ターレ
八百七十七ターレ	五百三十一ターレ
八百七十八ターレ	五百三十二ターレ
八百七十九ターレ	五百三十二ターレ
八百八十ターレ	五百三十二ターレ
八百八十一ターレ	五百三十三ターレ

八百八十二ターレ	五百三十四ターレ
八百八十三ターレ	五百三十四ターレ
八百八十四ターレ	五百三十四ターレ
八百八十五ターレ	五百三十四ターレ
八百八十六ターレ	五百三十五ターレ
八百八十七ターレ	五百三十五ターレ
八百八十八ターレ	五百三十六ターレ
八百八十九ターレ	五百三十六ターレ
八百九十ターレ	五百三十六ターレ
八百九十一ターレ	五百三十六ターレ
八百九十二ターレ	五百三十七ターレ

八百九十三ターレ	五百三十八ターレ
八百九十四ターレ	五百三十八ターレ
八百九十五ターレ	五百三十八ターレ
八百九十六ターレ	五百三十九ターレ
八百九十七ターレ	五百三十九ターレ
八百九十八ターレ	五百四十ターレ
八百九十九ターレ	五百四十ターレ
九百ターレ	五百四十ターレ
九百一ターレ	五百四十一ターレ
九百二ターレ	五百四十一ターレ
九百三ターレ	五百四十一ターレ

九百四ターレ	五百四十一ターレ
九百五ターレ	五百四十一ターレ
九百六ターレ	五百四十二ターレ
九百七ターレ	五百四十二ターレ
九百八ターレ	五百四十二ターレ
九百九ターレ	五百四十二ターレ
九百十ターレ	五百四十二ターレ
九百十一ターレ	五百四十三ターレ
九百十二ターレ	五百四十三ターレ
九百十三ターレ	五百四十三ターレ
九百十四ターレ	五百四十三ターレ

九百十五ターレ	五百四十三ターレ
九百十六ターレ	五百四十三ターレ
九百十七ターレ	五百四十四ターレ
九百十八ターレ	五百四十四ターレ
九百十九ターレ	五百四十四ターレ
九百二十ターレ	五百四十四ターレ
九百二十一ターレ	五百四十五ターレ
九百二十二ターレ	五百四十五ターレ
九百二十三ターレ	五百四十五ターレ
九百二十四ターレ	五百四十五ターレ
九百二十五ターレ	五百四十五ターレ

官吏休職料布告

九百二十六ターレ	五百四十六ターレ
九百二十七ターレ	五百四十六ターレ
九百二十八ターレ	五百四十六ターレ
九百二十九ターレ	五百四十六ターレ
九百三十ターレ	五百四十七ターレ
九百三十一ターレ	五百四十七ターレ
九百三十二ターレ	五百四十七ターレ
九百三十三ターレ	五百四十七ターレ
九百三十四ターレ	五百四十七ターレ
九百三十五ターレ	五百四十七ターレ
九百三十六ターレ	五百四十八ターレ

九百三十七ターレ	五百四十八ターレ
九百三十八ターレ	五百四十八ターレ
九百三十九ターレ	五百四十八ターレ
九百四十ターレ	五百四十八ターレ
九百四十一ターレ	五百四十九ターレ
九百四十二ターレ	五百四十九ターレ
九百四十三ターレ	五百四十九ターレ
九百四十四ターレ	五百四十九ターレ
九百四十五ターレ	五百四十九ターレ
九百四十六ターレ	五百四十九ターレ
九百四十七ターレ	五百五十ターレ

九百四十八ターレル
 九百四十九ターレル
 九百五十ターレル
 九百五十一ターレル
 九百五十二ターレル
 九百五十三ターレル
 九百五十四ターレル
 九百五十五ターレル
 九百五十六ターレル
 九百五十七ターレル
 九百五十八ターレル
 五百五十二ターレル
 五百五十三ターレル
 五百五十四ターレル
 五百五十一ターレル
 五百五十二ターレル
 五百五十三ターレル
 五百五十四ターレル
 五百五十一ターレル
 五百五十二ターレル
 五百五十三ターレル
 五百五十四ターレル

九百五十九ターレル
 九百六十ターレル
 九百六十一ターレル
 九百六十二ターレル
 九百六十三ターレル
 九百六十四ターレル
 九百六十五ターレル
 九百六十六ターレル
 九百六十七ターレル
 九百六十八ターレル
 九百六十九ターレル
 五百五十二ターレル
 五百五十三ターレル
 五百五十四ターレル
 五百五十一ターレル
 五百五十二ターレル
 五百五十三ターレル
 五百五十四ターレル

官吏休職料布告

九百七十ターレ	五百五十四ターレ
九百七十一ターレ	五百五十五ターレ
九百七十二ターレ	五百五十五ターレ
九百七十三ターレ	五百五十五ターレ
九百七十四ターレ	五百五十五ターレ
九百七十五ターレ	五百五十五ターレ
九百七十六ターレ	五百五十六ターレ
九百七十七ターレ	五百七十六ターレ
九百七十八ターレ	五百五十六ターレ
九百七十九ターレ	五百五十六ターレ
九百八十ターレ	五百五十六ターレ

九百八十一ターレ	五百五十七ターレ
九百八十二ターレ	五百五十七ターレ
九百八十三ターレ	五百五十七ターレ
九百八十四ターレ	五百五十七ターレ
九百八十五ターレ	五百五十七ターレ
九百八十六ターレ	五百五十八ターレ
九百八十七ターレ	五百五十八ターレ
九百八十八ターレ	五百五十八ターレ
九百八十九ターレ	五百五十八ターレ
九百九十ターレ	五百五十八ターレ
九百九十一ターレ	五百五十九ターレ

九百九十二ターレ	五百五十九ターレ
九百九十三ターレ	五百五十九ターレ
九百九十四ターレ	五百五十九ターレ
九百九十五ターレ	五百五十九ターレ
九百九十六ターレ	五百六十ターレ
九百九十七ターレ	五百六十ターレ
九百九十八ターレ	五百六十ターレ
九百九十九ターレ	五百六十ターレ
千ターレ	五百六十ターレ
千一ターレ	五百六十一ターレ
千二ターレ	五百六十一ターレ

千三ターレ	五百六十一ターレ
千四ターレ	五百六十一ターレ
千五ターレ	五百六十一ターレ
千六ターレ	五百六十二ターレ
千七ターレ	五百六十二ターレ
千八ターレ	五百六十二ターレ
千九ターレ	五百六十二ターレ
千十ターレ	五百六十二ターレ
千十一ターレ	五百六十三ターレ
千十二ターレ	五百六十三ターレ
千十三ターレ	五百六十三ターレ

千十四ターレ	五百六十三ターレ
千十五ターレ	五百六十三ターレ
千十六ターレ	五百六十四ターレ
千十七ターレ	五百六十四ターレ
千十八ターレ	五百六十四ターレ
千十九ターレ	五百六十四ターレ
千二十ターレ	五百六十四ターレ
千二十一ターレ	五百六十五ターレ
千二十二ターレ	五百六十五ターレ
千二十三ターレ	五百六十五ターレ
千二十四ターレ	五百六十五ターレ

千二十五ターレ	五百六十五ターレ
千二十六ターレ	五百六十六ターレ
千二十七ターレ	五百六十六ターレ
千二十八ターレ	五百六十六ターレ
千二十九ターレ	五百六十六ターレ
千三十ターレ	五百六十六ターレ
千三十一ターレ	五百六十七ターレ
千三十二ターレ	五百六十七ターレ
千三十三ターレ	五百六十七ターレ
千三十四ターレ	五百六十七ターレ
千三十五ターレ	五百六十七ターレ

千三十六ターレ	五百六十八ターレ
千三十七ターレ	五百六十八ターレ
千三十八ターレ	五百六十八ターレ
千三十九ターレ	五百六十八ターレ
千四十ターレ	五百六十八ターレ
千四十一ターレ	五百六十九ターレ
千四十二ターレ	五百六十九ターレ
千四十三ターレ	五百六十九ターレ
千四十四ターレ	五百六十九ターレ
千四十五ターレ	五百六十九ターレ
千四十六ターレ	五百七十ターレ

千四十七ターレ	五百七十ターレ
千四十八ターレ	五百七十ターレ
千四十九ターレ	五百七十ターレ
千五十ターレ	五百七十ターレ
千五十一ターレ	五百七十一ターレ
千五十二ターレ	五百七十一ターレ
千五十三ターレ	五百七十一ターレ
千五十四ターレ	五百七十一ターレ
千五十五ターレ	五百七十一ターレ
千五十六ターレ	五百七十二ターレ
千五十七ターレ	五百七十二ターレ

官吏休職料布告

千五十八ターレル	五百七十二ターレル
千五十九ターレル	五百七十二ターレル
千六十ターレル	五百七十二ターレル
千六十一ターレル	五百七十三ターレル
千六十二ターレル	五百七十三ターレル
千六十三ターレル	五百七十三ターレル
千六十四ターレル	五百七十三ターレル
千六十五ターレル	五百七十三ターレル
千六十六ターレル	五百七十四ターレル
千六十七ターレル	五百七十四ターレル
千六十八ターレル	五百七十四ターレル

千六十九ターレル	五百七十四ターレル
千七十ターレル	五百七十四ターレル
千七十一ターレル	五百七十五ターレル
千七十二ターレル	五百七十五ターレル
千七十三ターレル	五百七十五ターレル
千七十四ターレル	五百七十五ターレル
千七十五ターレル	五百七十五ターレル
千七十六ターレル	五百七十六ターレル
千七十七ターレル	五百七十六ターレル
千七十八ターレル	五百七十六ターレル
千七十九ターレル	五百七十六ターレル

千八十ターレ	五百七十六ターレ
千八十一ターレ	五百七十七ターレ
千八十二ターレ	五百七十七ターレ
千八十三ターレ	五百七十七ターレ
千八十四ターレ	五百七十七ターレ
千八十五ターレ	五百七十七ターレ
千八十六ターレ	五百七十八ターレ
千八十七ターレ	五百七十八ターレ
千八十八ターレ	五百七十八ターレ
千八十九ターレ	五百七十八ターレ
千九十ターレ	五百七十八ターレ

千九十一ターレ	五百七十九ターレ
千九十二ターレ	五百七十九ターレ
千九十三ターレ	五百七十九ターレ
千九十四ターレ	五百七十九ターレ
千九十五ターレ	五百七十九ターレ
千九十六ターレ	五百七十九ターレ
千九十七ターレ	五百八十ターレ
千九十八ターレ	五百八十ターレ
千九十九ターレ	五百八十ターレ
千百ターレ	五百八十ターレ
千百一ターレ	五百八十一ターレ

千二百二ターレ	五百八十一ターレ
千二百三ターレ	五百八十一ターレ
千二百四ターレ	五百八十一ターレ
千二百五ターレ	五百八十一ターレ
千二百六ターレ	五百八十二ターレ
千二百七ターレ	五百八十二ターレ
千二百八ターレ	五百八十二ターレ
千二百九ターレ	五百八十二ターレ
千二百十ターレ	五百八十二ターレ
千二百十一ターレ	五百八十三ターレ
千二百十二ターレ	五百八十三ターレ

千百十三ターレ	五百八十三ターレ
千百十四ターレ	五百八十三ターレ
千百十五ターレ	五百八十三ターレ
千百十六ターレ	五百八十四ターレ
千百十七ターレ	五百八十四ターレ
千百十八ターレ	五百八十四ターレ
千百十九ターレ	五百八十四ターレ
千百二十ターレ	五百八十四ターレ
千百二十一ターレ	五百八十五ターレ
千百二十二ターレ	五百八十五ターレ
千百二十三ターレ	五百八十五ターレ

官吏休職料布告

千二百一十四ターレル	五百八十五ターレル
千二百一十五ターレル	五百八十五ターレル
千二百一十六ターレル	五百八十六ターレル
千二百一十七ターレル	五百八十六ターレル
千二百一十八ターレル	五百八十六ターレル
千二百一十九ターレル	五百八十六ターレル
千二百二十ターレル	五百八十六ターレル
千二百二十一ターレル	五百八十七ターレル
千二百二十二ターレル	五百八十七ターレル
千二百二十三ターレル	五百八十七ターレル
千二百二十四ターレル	五百八十七ターレル

千二百三十五ターレル	五百八十七ターレル
千二百三十六ターレル	五百八十八ターレル
千二百三十七ターレル	五百八十八ターレル
千二百三十八ターレル	五百八十八ターレル
千二百三十九ターレル	五百八十八ターレル
千二百四十ターレル	五百八十八ターレル
千二百四十一ターレル	五百八十九ターレル
千二百四十二ターレル	五百八十九ターレル
千二百四十三ターレル	五百八十九ターレル
千二百四十四ターレル	五百八十九ターレル
千二百四十五ターレル	五百八十九ターレル

官吏休職料布告

千百四十六ターレル	五百九十ターレル
千百四十七ターレル	五百九十ターレル
千百四十八ターレル	五百九十ターレル
千百四十九ターレル	五百九十ターレル
千百五十ターレル	五百九十ターレル
千百五十一ターレル	五百九十一ターレル
千百五十二ターレル	五百九十一ターレル
千百五十三ターレル	五百九十一ターレル
千百五十四ターレル	五百九十一ターレル
千百五十五ターレル	五百九十一ターレル
千百五十六ターレル	五百九十二ターレル

千百五十七ターレル	五百九十二ターレル
千百五十八ターレル	五百九十二ターレル
千百五十九ターレル	五百九十二ターレル
千百六十ターレル	五百九十二ターレル
千百六十一ターレル	五百九十三ターレル
千百六十二ターレル	五百九十三ターレル
千百六十三ターレル	五百九十三ターレル
千百六十四ターレル	五百九十三ターレル
千百六十五ターレル	五百九十三ターレル
千百六十六ターレル	五百九十四ターレル
千百六十七ターレル	五百九十四ターレル

官吏休職料布告

千百六十八ターレル	五百九十四ターレル
千百六十九ターレル	五百九十四ターレル
千百七十ターレル	五百九十四ターレル
千百七十一ターレル	五百九十五ターレル
千百七十二ターレル	五百九十五ターレル
千百七十三ターレル	五百九十五ターレル
千百七十四ターレル	五百九十五ターレル
千百七十五ターレル	五百九十五ターレル
千百七十六ターレル	五百九十六ターレル
千百七十七ターレル	五百九十六ターレル
千百七十八ターレル	五百九十六ターレル

千百七十九ターレル	五百九十六ターレル
千百八十ターレル	五百九十六ターレル
千百八十一ターレル	五百九十七ターレル
千百八十二ターレル	五百九十七ターレル
千百八十三ターレル	五百九十七ターレル
千百八十四ターレル	五百九十七ターレル
千百八十五ターレル	五百九十七ターレル
千百八十六ターレル	五百九十八ターレル
千百八十七ターレル	五百九十八ターレル
千百八十八ターレル	五百九十八ターレル
千百八十九ターレル	五百九十八ターレル

官吏休職料布告

千百九十ターレ	五百九十八ターレ
千百九十一ターレ	五百九十九ターレ
千百九十二ターレ	五百九十九ターレ
千百九十三ターレ	五百九十九ターレ
千百九十四ターレ	五百九十九ターレ
千百九十五ターレ	五百九十九ターレ
千百九十六ターレ	六百ターレ
千百九十七ターレ	六百ターレ
千百九十八ターレ	六百ターレ
千百九十九ターレ	六百ターレ

千二百ヨリ四千マテハ俸給ノ半高四十以上ハ二十ヲ越ユ可カラス

官吏旅費日當布告(千八百七十六年四月十五日發)

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイルレス」ハ千八百七十五年六月廿八日ノ法律第二條ニ因テ左ノ條々ヲ確定ス(則第二條千八百七十三年三月廿四日ニ發シタル官吏旅費日當高及ヒ其規則ニ定ムル距離ノ尺度ニ付テハ國王ヨリ布告ヲ發シテ「マルク」ノ計算及ヒ「メートル」尺ニ換フルヲ得)

並ニ千八百七十三年ノ規則及ヒ千八百七十五年ノ法律第一條ニ定ムタル種々ノ官員ノ旅費日當高ハ千八百七十三年三月三十一日ノ獨逸法律第十八條ニ因テ發スヘキ帝ノ布告ニ從ヒ獨逸官員ノ旅費日當高マテニ改正スルヲ得

第一章 千八百七十三年三月二十四日官吏旅費日當規則第一

條第四條第六條第十二條及ヒ千八百七十五年六月廿

八日ノ改正規則第一條ヲ左ノ如ク改正ス

第一條 官吏ハ職務上旅行スルキハ左ニ掲クル割合ノ日當ヲ受クヘ

シ

- 一 諸省ノ卿ハ 三十マルク
- 二 一等官ハ 二十四マルク
- 三 二等三等官ハ 十八マルク
- 四 四等五等官ハ 十二マルク(奏任官ナリ)
- 五 以上ノ等ニ屬セサルモ是レマテ「ターレル」二十五「グロ―
セン」又ハ「ニターレル」ノ日當ヲ得タル官吏ハ九「マルク」
- 六 地方官署ノ屬官及ヒ同等ノ他ノ官吏ハ 六「マルク」

七 吏卒ニ屬セサル他ノ官吏ハ四「マルク」五十「ヘニヒ」

八 吏卒 三「マルク」

第二條(千八百七十三年規則)官吏ノ旅行ニ非常ナル費用ヲ要スルキ

ニハ行政官長ノ見込ヲ以テ其日當ヲ増加スルコトヲ得

第三條 同 俸給豫算表ニ掲ケタル官吏ニシテ一時其地方外ノ官署

ニ出張スルキハ出張中ハ俸給ノ外ニ第一條ニ掲ケタル日當ヲ得ヘ
シ

俸給豫算表ニ掲ケサル官吏ハ前項ノ場合ニ於テ往復旅行中ハ第一
條ノ日當ヲ得ヘシ出張中ハ長官ヨリ日當ヲ定メテ之ヲ給スヘシ

第一條ノ八項マテハ都テ俸給豫算表ニ掲ケタル者ナリ

第四條 官吏ノ旅費及ヒ荷物運賃ハ左ノ如シ

官吏旅費日當布告

一 汽車又ハ汽船ニテ旅行ヲ爲スル

- ① 第一條ノ一ヨリ五マテニ掲ケタル官吏ハ一「キロメートル」毎ト二十三「ヘニヒ」(千八百七十三年ノ律ハ十「ヘニヒ」ナリ)及ヒ出立到着毎ト二三「マルク」(則チ往復ニ十二「マルク」ヲ受クヘシ)

此官吏ノ從僕ヲ連レルルルハ一「キロメートル」毎ト二十七「ヘニヒ」ヲ求ルヲ得

- ② 第一條ノ六七ニ掲ケタル官吏ハ一「キロメートル」毎ト二十「ヘニヒ」及ヒ出立到着毎ト二二「マルク」
- ③ 第一條ノ八ニ掲ケタル者ニハ一「キロメートル」毎ト二十七「ヘニヒ」及ヒ出立到着毎ト二二「マルク」

二 汽車又ハ汽船ニテ爲サ、ル旅行ノ律

- ① 第一條ノ一ヨリ四マテニ掲ケタル官吏ハ一「キロメートル」毎ト三十六「ヘニヒ」
- ② 第一條ノ五六ニ掲ケタル官吏ハ一「キロメートル」毎ト四十四「ヘニヒ」
- ③ 第一條ノ七八ニ掲ケタル者ハ一「キロメートル」毎ト三十三「ヘニヒ」

第一第二ニ定メタル高ヨリ現ニ多分ヲ拂フヘキルハ其不足ノ分ヲ給スヘシ

第五條(千八百七十三年規則)

旅費ハ往復各別ニ計算スヘシ

但旅行先ヨリ更ラニ旅行スルルハ之ヲ各別ニ計算セスシテ現ニ旅

官吏旅費日當布告

行スル里數ヲ以テ計算スヘシ

第六條 官吏其居住ノ地方内ニ於テ出張ヲ爲シタルハ旅費日當ヲ給セス又居住地方外ト雖モ「二キロメートル」以内ナレハ亦之ヲ給セス然レモ非常ノ事情ニ因テ馬車ヲ要シタルハ又ハ橋鐵通行錢ノ如キ已ムコトヲ得サル費用ヲ爲シタルハ其立替金ヲ拂フヘシ又或ル地方ノ爲メニ預メ行政官長ト大藏卿ト協議シテ官署外ニテ爲スヘキ事務ニ付キ立替タル馬車賃ヲ拂フヘキコトヲ定ムルヲ得

第七條 距離ヲ計算スルハ「キロメートル」ニ零數ヲ生シタルハ「一キロメートル」ニ算入スヘシ
「二」キロメートル以上八「キロメートル」以下ノ旅行ニ於テハ八「キロメートル」ノ旅費ヲ給スヘシ

第八條(千八百七十三年規則) 職務住居地内ノ旅行ノ爲メ俸給内又ハ俸給外ニ車馬料又ハ旅費トシテ一定ノ金高ヲ得ル官員ハ其職務住居地方外ニ旅行スルニ非サレハ此規則ノ旅費日當ヲ受クルコトヲ得ス

前項ノ一定ノ金高ヲ得ル官員ノ休暇又ハ其他ノ事故ニ依リ他人ニ代理セラル、ハ其代理者ニ至當ノ費用ヲ給スヘシ但其費用高及ヒ場合ニ因リ其費用ヲ給セサルコトハ長官ヨリ之ヲ定ムヘシ

第九條(同) 見習官吏ノ旅行ヲ爲スハ其見習ノ爲メニ旅行ヲ爲スハ旅費日當ヲ給セス其見習ノ爲メノ旅行ナルヤ否ハ長官之ヲ決スヘシ

第十條(同) 官吏ノ一身上ノ尊號カ職務ノ等級ヨリ高クモ職務上ノ

旅費日當ヲ給スヘシ等級ノ間ニ在ル官吏ハ下等ノ級ニ當ル旅費日當ヲ給スヘシ一定ノ等級ナキ官吏ニ於テハ行政長官ト大藏卿ト協議シタル上其旅費日當高ヲ定ムヘシ

第十一條(同) 此法律ハ千八百七十三年四月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ

總テ此法律ニ抵觸スル規則就中千八百二十五年六月廿八日ノ出張ノ爲メノ旅費日當布告及ヒ千八百四十八年ノ官吏旅費日當布告ハ廢止タルヘシ

他ノ規則中ニ前項ニテ廢止セラレタル規則ヲ引用シタル時ハ此規則ノ適當シタル條ヲ以テ之ニ換用スヘキモノトス

第十二條 或ル事務ノ爲メ政府ノ出納局ヨリ旅費日當ヲ給スヘキ法

律及ヒ行政規則ハ一時其効ヲ有スヘシ之ヲ變スルコトハ國王ヨリ布告ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

然レモ第一條及ヒ第四條ニ定メタル金高ヲ越ユルコトヲ得ス

其法律規則ヲ變スルニハ又法律ヲ用ヒストモ止タ國王ノ布告ノミニテ改正スルコトヲ得併シナカラ其金高ハ第一條第四條ノ定メヨリ多クスルコトヲ得ス

又國王ヨリ新ニ布告ヲ發シテ或ル事務ニ付テノ旅費日當ヲ別段ニ定ムルコトヲ得ルト雖モ前項ノ制限ヲ越ユヘカラス

又直接國稅事務ニ付キ命シタル委員又ハ議員ノ旅費日當モ國王ノ布告ヲ以テ之ヲ變シ又ハ新タニ定ムルコトヲ得ルノミ

下院ノ議員ノ日當ハ十五「マルク」旅費ハ十三「ヘニヒ」三「マルク」

ナリ汽車汽船ハ六十「ヘニヒ」

第六條第七條ノ二「キロメートル」又ハ八「キロメートル」ニ付テノ旅費日當并ニ其計算法ハ總テ以上ニ言フ所ノ別段ニ發スル布告ニモ適用スヘシ

第二章 此布告ハ千八百七十六年五月一日ヨリ効力ヲ有ス

司法官吏旅費日當布告(千八百七十三年十二月廿四日及ヒ千八百七十六年五月八日發)

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ千八百七十三年三月廿四日ノ官吏旅費日當法律第十二條及ヒ千八百七十六年四月十五日ノ官吏旅費日當布告第一章第十二條ニ從テ左ノ條々ヲ確定ス

第一條 裁判所ヤ在ノ地外ニ出張シタル司法官吏ノ日當ハ

第一 往復ヲ合セテ二十四時間内ニ事務ノ終ルルハ裁判官ハ九「マルク」裁判所書記ハ四「マルク」五十「ヘニヒ」

第二 二十四時間以上ナルハ零數ナリト雖モ裁判官ハ九「マルク」書記ハ四「マルク」五十「ヘニヒ」(一時間ヲ越ユルト雖モ更ニ其額ヲ増スヘシ)

第三 住居地方外ニ泊シタルハ裁判官ハ三「マルク」書記ハ一「マルク」五十「ヘニヒ」ノ増額ヲ得ヘシ

第二條 前條ノ場合ニ於ケル旅費及ヒ荷物運賃ハ

第一 汽車又ハ汽船ニテ旅行スルハ裁判官一「キロメートル」每ト二十三「ヘニヒ」及ヒ出立到着每ト二三「マルク」書記ハ一「キ

ロメートル「毎ト二十」へニヒ「及ヒ出立到着毎ト二」マルク

第二 汽車又ハ汽船ニ非シテ旅行ヲ爲スルハ裁判官ハ「キ

ロメートル「毎ト五十」へニヒ「書記ハ一」キロメートル「毎ト二

二十五」へニヒ

第一第二ニ定メタル旅費ヨリ現ニ多分ヲ費シタルルハ其不足ヲ給
スヘシ

第三條 裁判所々在ノ地外ニ出張スルル「一」キロメートル「以内ハ旅
費日當ヲ給セス非常ノ事情ニ因テ馬車ヲ要シタルル又ハ橋錢通
行錢ノ如キ已ムコトヲ得サル費用ヲ爲シタルルハ其立替金ヲ拂フヘ
シ

又或ル地方ノ爲メニ預メ司法卿ト大藏卿ト協議シテ裁判所外ニテ

爲スヘキ事務ニ付キ立替タル馬車賃ヲ拂フ可キコトヲ定ムルヲ得

第四條 旅費ハ往復各別ニ計算スヘシ

但旅行先キヨリ更ニ旅行スルルハ之ヲ各別ニ計算セスシテ理ニ旅
行スル里數ヲ以テ計算スヘシ

第五條 距離ヲ計算スルル「キロメートル」ニ零數ヲ生シタルルハ「

「キロメートル」ニ算入スヘシ

一「キロメートル」以上八「キロメートル」以下ノ旅行ニ於テハ八「キ
ロメートル」ノ旅費ヲ給スヘシ

第六條 出張スヘキ地方其道路數條アルトキハ最モ旅費日當ノ少ナ
キ道ヲ選フヘシ

別段ノ事情アリテ其費用ノ少ナキ道ヨリ行クコト能ハサル場合ニハ

他ノ道ヨリ行クヲ得

第七條 數人共ニ出張スヘキハ各自費用ノ少ナキ道ヲ撰ムヘシ
原被兩告ヨリ差出シタル運送器(汽車汽船馬車ノ類)ヲ用ユルハ
以後ハ廢止タルヘシ

例ヘハ原被告ヨリ實際見分ヲ願出タル馬車ヲ差出シテ出張ヲ
求ムルノ類

第八條 檢事(警察檢事ヲ除ク)ノ出張ニ付テモ裁判所ノ官吏ノ爲メ
設ケタル規則ヲ適用スヘシ

第九條 吏卒ノ裁判所々在ノ地ヨリニ「キロメートル」以上ノ地ニ使
ヲ爲スハ一日ニ付キ飲食料「マルク」及ヒ一泊シタルハ「マ
ルク」ヲ増スヘシ出張裁判ニ隨從シタルハ一日當ニ「マルク」ニ「キロ

メートル」ニ付キ十五「ヘニヒ」ノ旅費ヲ給スヘシ

「ハノーフル」州ノ裁判官ノ出張ニ付テハ從來ノ規則ヲ其儘保存ス
ヘシ

第十條 司法官カ監督等ノ爲メ旅行スルニハ千八百七十三年三月廿
四日ノ規則ヲ適用スヘシ(行政官ノ規則)就中出張裁判及ヒ他ノ裁
判所ノ裁判ニ加ハルカ爲メ裁判官又ハ檢事ノ旅行ヲ爲スハニ之ヲ
適用スヘシ(行政官ノ規則ヲ適用スヘシ)

第十一條 此布告ハ公告シタル日ヨリ普魯西全國ニ其効力ヲ有スヘ
シ但「キヨルン」ノ控訴裁判所管轄内ハ格別ナリトス

第一條ヨリ第七條ニ定メタル規則ハ「キヨルン」控訴裁判所管轄内
ト雖モ千八百十一年六月十八日ノ規則ニ從テ旅費飲食料寄留費ヲ

給スヘキ裁判官檢事司法警察官裁判所書記ノ出張ニモ之ヲ適用ス
ヘシ

官吏官宅料規則(千八百七十三年五月十二日發)

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ兩院ノ允許ヲ得
テ左ノ條ヤヲ確定ス

第一條 俸給豫算表ニ掲ケタル職ヲ奉シ且政府出納局ヨリ俸給ヲ受
クル官吏大學校及ヒ政府ヨリ保存費ヲ給スル學校ノ教師及ヒ官吏
ハ千八百七十三年一月一日ヨリ此規則ニ附録シタル表ニ從テ官宅
料ヲ給スヘシ

官宅料ハ新州ノ官署ノ變革ノ爲メ俸給豫算表ニ掲ケタル官ヲ失ヒ其

後俸給豫算表ニ掲ケサル官ニ就キシ者ニモ給スヘシ

新州トハ「ハ―ブル」「ヘセエヌ」「ナツサウ」等ノ獨立國ヲ獨逸ニ占
領シテ之ヲ州トシタルヤ則新タニ州ヲ作りタルヲ

第二條 官宅料ハ官等ニ從テ之ヲ給シ一身上ノ尊號ノ高キニ從テ給
セス

表ニ掲ケタル等級ノ間ニ在ル官吏ニハ下等ノ級ニ從テ官宅料ヲ給ス
ヘシ

一定ノ官等ヲ有セサル官吏及ヒ教師ニハ管轄卿ト大藏卿ト協議ノ
上表ニ掲ケタル如何ナル等級ニ屬セシム可キヤヲ定ムヘシ
地方ヲ軍人賄料等級ノ何レニ屬スルカハ千八百六十八年六月廿五
日ノ平時ニ軍人ノ練兵ノ爲メ出張スルヲ賄フヘキ規則第三條ニ掲

ケタル等級ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ

例ヘハ甲地方ハ何等ニ屬スルヤヲ知ルニハ軍人出張ノ節之ヲ賄フニ何地ハ幾等ニ屬シ幾許金ヲ軍人賄費トシテ出スヘキ云々ト定メタル規則ニ從ヒ其等級ニ從ヒ官宅料ヲ何等ニ從ヒ給スヘキヤヲ定ムルナリ故ニ先ツ地方ノ何等ニ屬スルヤヲ定ムヘシ其等級ニ變更アルハ之ヲ公告シタル次キノ曆表ノ一期ヨリシテ其等級ニ應スル官宅料ヲ給スヘシ

第三條 轉職シタルハ前官ノ官宅料ヲ求ムル權ハ前官ノ俸給ノ止ム日ヨリ消滅スヘシ

官宅料ヲ少ナク受クヘキ地ニ轉職スルハ官宅料ノ減シタルヲ以テ俸給ノ減シタル者ト看做ス可カラス(千八百五十一年五月七日ノ裁判官ノ職務上所犯及ヒ其意ニ非スシテ轉職セシメ又ハ退職セシムル規則第五十三條及ヒ千八百五十三年七月廿一日行政官ノ職務所犯規則第八十七條參照)

第四條 官宅料ハ已ニ官宅ニ居住スルカ又ハ官宅ノ代リニ借家料ヲ受クル者ニハ之ヲ給セス

官宅ニ居住スルカ爲メ其借料ヲ出スヘキ官員ハ第一條ニ定メタル期限ヨリ官宅料ニ當ル借料ヲ減スヘシ

第五條 一人ニシテ數職ヲ兼勤スル者ハ最モ多キ官宅料ヲ受クル職務ノ官宅料ヲ受クヘシ

第六條 轉職料ヲ定ムルニハ官宅料ヲ算入ス可カラス(千八百五十五年三月廿六日ノ布告第四條)

退隱料ヲ算用スルハ一等ヨリ五等ニ至ル軍人賄料等級ノ官宅料ノ平均高ヲ算入スヘシ(千八百七十二年三月廿七日ノ官員退隱料規則第十條)此平均高ハ官宅又ハ借家料ヲ受クル官吏ニモ亦之ヲ算入スヘシ

平均高トハ一等ヨリ五等ニ至ル官宅料ヲ通算シ之ヲ五分ニ割タル高ヲ云フ

其他官宅料ハ何レノ場合ニ於ケルモ第三條第二項ニ定メタル意義ヲ以テ俸給ノ一部ト看做スヘシ

第七條 此規則ハ公使館ノ官員並ニ千八百七十二年三月廿七日ノ規則第五條ニ定メタル官員ニハ之ヲ適用セス

表

官 員 等 級	軍人ノ賄料ノ等級					
	伯林	一等	二等	三等	四等	五等
官 一 等	千五百マルク	千二百マルク	九百マルク	七百二十マルク	六百マルク	六百マルク
官 二 等	千二百マルク	九百マルク	七百二十マルク	六百マルク	五百四十マルク	五百四十マルク
官 三 等	九百マルク	六百六十マルク	五百四十マルク	四百八十マルク	四百二十マルク	三百六十マルク
官 四 等	五百四十マルク	四百三十二マルク	三百六十マルク	三百マルク	二百十六マルク	百八十八マルク
官 五 等	二百四十マルク	百八十マルク	百四十四マルク	百八マルク	七十二マルク	六十マルク
官 卒						

官吏轉職料規則(千八百七十七年二月二十四日發)

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ兩院ノ允許ヲ得
テ左ノ條々ヲ確定ス

第一條 官吏轉職スル時ハ左ニ掲クル割合ノ轉職料ヲ受クヘシ

- 一 一等官ハ 雜費千八百「マルク」運送費十「キロメートル」
每トニ二十四「マルク」
- 二 二等三等官ハ 雜費千「マルク」運送費十「キロメートル」每ニ
二十「マルク」
- 三 四等官ハ 雜費五百「マルク」運送費十「キロメートル」每
二十「マルク」
- 四 五等官ハ 雜費三百「マルク」運送費十「キロメートル」每
ニ八「マルク」

ニ八「マルク」

五 以上ノ等級外
ノ者ニシテ日 雜費二百四十「マルク」運送費十「キロメー

當九「マルク」ヲ 受クル者
ル「每ニ七「マルク」

六 地方廳ノ判任
及ヒ第五ニ屬 雜費百八十「マルク」運送費十「キロメー

セサル者 每ニ六「マルク」

七 吏卒ニ非
サル官吏 雜費百五十「マルク」運送費十「キロメー

每ニ五「マルク」

八 吏卒 雜費百「マルク」運送費十「キロメー

四「マルク」

第二條 距離ヲ計算スルニハ最モ近キ道ニ從テ定ムヘシ十「キロメ
ートル」ニ零數ヲ生シタル時八十「キロメートル」ニ算入スヘシ

官吏旅費日當布告

第三條 俸給豫算表ニ掲ケサル官吏ノ轉職セルハ只タ旅費日當ヲ給スルノミ但俸給豫算表ニ掲ケサレ_レ官等ノ高キ職ヲ勤ムル_ル補助人及ヒ行政官吏ハ轉職前已ニ久シク一定ノ日當ヲ受ケシ者ハ轉職料ヲ給スヘシ其轉職料ヲ給スヘキ要件ノ有ルヤ無キヤハ管轄卿ト大藏卿ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第四條 轉職料ヲ受ケヘキ官吏ハ轉職料ノ外ニ旅費日當ヲ受クヘシ又其官吏ハ從來ノ居宅ノ爲メニ轉職スル時ヨリ借家契約ノ解ケル日マテノ借家賃ヲ給スヘシ但長クモ九箇月以上ニ及フ可カラズ若シ官吏ノ自己所有ノ居宅ニ住スルハ長クモ半年間其地方慣例ノ借家賃ヲ給スルヲ得

第五條 家屬ナキ官吏ハ第一條ニ定メタル半額ヲ給スヘシ

第六條 轉職料ヲ給スルニハ(第一條)前官ノ等級ニ從テ給スヘシ

第七條 是マテ官吏ニ非サル者ヲ始メテ官吏ト爲シ用フルニハ行政

長官ト大藏卿ト協議シテ轉職料ノ代リニ轉任料ヲ給スルヲ得

第八條 休職料ヲ受ケテ休職セシ者ヲ再ヒ官ニ任スルハ此規則ニ從テ轉職料ヲ給ス可シ但其者ノ住所ト職務所在ノ地トノ距離ヲ計テ給ス可シ

第九條 千八百七十三年三月廿四日ノ官吏旅費日當規則第十條ハ轉職料ヲ定ムルハモ亦適用スヘシ

第十條 此規則ハ千八百七十七年四月一日ヨリ効力ヲ得ヘシ總テ此規則ニ抵觸スル者就中千八百五十五年三月廿六日ノ官吏轉職料布告及ヒ千八百五十六年四月十一日ノ上等租稅監督官以下ノ租稅官

吏ノ轉職料規則ハ廢止タルヘシ若シ他ノ法律中ニ以上ニ廢シタル法ヲ適用セシ者ハ此規則ノ適條ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十一條 或ル職務ノ爲メ政府出納局ヨリ官吏ニ轉職料ヲ給スヘキ規則ハ前條ニ廢止シタルモノ、外ハ一時其効力ヲ有スヘシ其規則ヲ變スルコトハ只國王ヨリ布告ヲ發シテ之ヲ爲スコトヲ得ルノミ但此規則ニ定メタル金高ノ割合ヲ超過ス可カラス
公使館官吏ニ給スヘキ轉職料ノ金額ハ千八百七十三年三月三十一日ノ獨逸帝國官員權利義務規則第十八條ニ從テ帝ノ布告ヲ以テ定ムヘキ官吏ノ轉職料ニ應シテ之ヲ定ムルコトヲ得

獨逸帝國官吏ノ旅費日當轉職料布告(千八百七十五年六月二十

一日發)

天帝ノ輔翼ヲ以テ獨逸帝及ヒ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ上院ト協議ノ上千八百七十三年三月三十一日ノ獨逸帝國官員權利義務規則第十八條ニ從テ獨逸國ノ各ヲ以テ左ノ條ヤヲ確定ス

第一條 官吏其職務上ノ旅行ヲ爲スルハ左ノ割合ニ從テ日當ヲ受クヘシ

- 第一 上等官署ノ長ハ 三十マルク
- 第二 上等官署ノ局長ザレンツトハ 二十四マルク
- 第三 上等官署ノ書記官ハ 十八マルク
- 第四 其他ノ官署ノ官吏ハ 十二マルク
- 第五 中等官署ノ書記ハ 九マルク

官吏旅費日當布告

第六 其他ノ官署ノ判任ハ

六マルク

第七 吏卒ハ

三マルク

第二條 其旅行ニ非常ノ費用ヲ要スルルハ上等官署ノ見込ヲ以テ増額スルコトヲ得

第三條 俸給豫算表ニ掲ケタル官吏ノ其地方外ノ官署ニ一時出張シタルルハ其最初ノ一ヶ月ハ第一條ニ掲ケタル日當ヲ受クヘシ第二ヶ月目ヨリノ日當並ニ俸給豫算表ニ掲ケサル官吏ヲ其地方外ノ官署ニ一時出張セシメタルルハ日當ハ一等上ノ官署ヨリ之ヲ定ムヘシ

往復ノ間ハ何レノ場合ニ於テモ第一條ニ掲ケタル日當ヲ受クヘシ

第四條 旅費並荷物運賃ハ左ノ如シ

一 汽車又ハ汽船ニテ旅行ヲ爲スル

① 第一條ノ一ヨリ五マテニ掲ケタル官吏及ヒ第十九條ニ從テ是等ノ官吏ト同等ニ看做スヘキ官吏ハ一「キロメートル」毎二十三「ヘニヒ」及ヒ出立到着毎トニ三「マルク」

第一條ノ一ヨリ四マテニ掲ケタル官吏ノ從僕ヲ連レタルルハ一「キロメートル」毎ニ七「ヘニヒ」ヲ求ルコトヲ得

② 第一條ノ六ニ掲ケタル官吏及ヒ第十九條ニ從テ是等ノ官吏ト同等ニ看做スヘキ官吏ハ一「キロメートル」毎ニ十「ヘニヒ」及ヒ出立到着毎トニ二「マルク」

③ 第一條ノ七ニ掲ケタル者ハ一「キロメートル」毎トニ七「ヘニヒ」及ヒ出立到着毎トニ一「マルク」

二 汽車又ハ汽船ニテ爲サ、ル旅行ノ時

① 第一條ノ四マテニ掲ケタル官吏及ヒ第十九條ニ從テ是等ノ官吏ト同等ニ看做スヘキ官吏ハ「一キロメートル」毎トニ六
十「ヘニヒ」

② 第一條ノ五六ニ掲ケタル者及ヒ第十九條ニ從テ是等ノ官吏ト同等ニ看做スヘキ官吏ハ「一キロメートル」毎トニ四十「ヘニヒ」
③ 第一條ノ七ニ掲ケタル者ハ「一キロメートル」毎トニ三十「ヘニヒ」

但最モ近キ道ヲ選ムヘシ

若シ一二ニ定メタルヨリ多分ノ費用ヲ要スヘキ時ハ其不足ノ分ヲ給スヘシ

第五條 旅費ハ往復各別ニ算用スヘシ然レモ一時ニ數ヶ所ニ出張ス

ヘキ時ハ出張先キヨリノ出張ニ合シテ旅費ヲ計算スヘシ

第六條 官吏其居住ノ地方内ニ出張シタル時ハ旅費日當ヲ給セス又

居住地方外ト雖モ「二キロメートル」以内ナレハ亦之ヲ給セス然レ

モ非常ノ事情ニ因テ馬車ヲ要シタル時又ハ橋錢通行錢ノ如キ已ム
コヲ得サル費用アリシ時ハ其立替金ヲ拂フヘシ

又或ル地方ノ爲メニ宰相ヨリ官署外ニテ爲スヘキ事務ニ付キ立替
ヘタル馬車賃ヲ給スヘキコヲ預シメ定ムルコヲ得

第七條 距離ヲ計算スル時「キロメートル」ニ零數ヲ生シタル時ハ「
」キロメートルトシ算入スヘシ

第八條 職務住居地内ノ旅行ノ爲メ俸給ノ内又ハ別ニ旅費日當又ハ

車馬料トシテ一定ノ金額ヲ得ル官員ハ其職務住居地方外ニ旅行スルニ非サレハ此布告ノ旅費日當ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 見習者ノ職務上ノ旅行ニハ止タ見習ノ爲メニ旅行スルモノナレハ旅費日當ヲ給セス見習ノ爲メナルヤ否ハ旅行ヲ命シタル官署ニテ之ヲ決スヘシ

第十條 俸給豫算表ニ掲ケタル官吏ニ轉職ヲ命シタルハ左ノ割合ヲ以テ轉職料ヲ給スヘシ

- 第一 上等官署ノ局長 雜費千八百「マルク」運送費十「キロメートル」每二十四「マルク」
- 第二 上等官署ノ書記官 雜費千「マルク」運送費十「キロメートル」每二十「マルク」

- 第三 中等官署ノ奏任官 雜費五百「マルク」運送費十「キロメートル」每二十「マルク」
- 第四 其他ノ官署ノ奏任官 雜費三百「マルク」運送費十「キロメートル」每二八「マルク」

- 第五 中等官署ノ書記 雜費二百四十「マルク」運送費十「キロメートル」每二七「マルク」
- 第六 其他ノ官署ノ判任官 雜費百八十「マルク」運送費十「キロメートル」每二六「マルク」

- 第七 吏卒 雜費百「マルク」運送費十「キロメートル」每二四「マルク」

何レノ場合ニ於テモ轉職ノ爲メ俸給ヲ増シタルハ其増額ノ半額

ニ應スル轉職料ヲ扣除シテ給スヘシ其他是迄住居スル地ノ借家賃ヲ轉住スル日ヨリ契約ノ解クル日マテノ分ヲ給スヘシ但長クモ九箇月以上ノ借家賃ヲ給ス可カラス若シ自己ノ家屋ヲ有スルモハ長クモ半年間其地方慣例ノ借家賃ヲ給スルヲ得

第十一條 官員ノ情願ニ因テ轉職セシメタルモハ轉職料ヲ給セス

第十二條 家屬ヲ有セサル官員ニハ第十條第一ヨリ第七マテニ掲ケタル轉職料ノ半額ヲ給スヘシ

第十三條 轉職料ヲ計算スルモハ出立ノ地ト到着ノ地トノ間ノ最モ近キ距離ニ因ルヘシ且「キロメートル」ノ十ヲ以テ割ルヲ能ハサル零數ハ十「キロメートル」ト算用スヘシ

第十四條 轉職料ノ割合ハ先官ノ割合ヲ以テ給スヘシ（後官ノ割合

ヲ以テ給スヘカラス）

第十五條 轉職料ヲ受ケヘキ官吏ハ轉職料ノ外ニ旅費日當ヲ給スヘシ

第十六條 俸給豫算表ニ掲ケサル官吏ノ轉職スルモハ止々旅費日當ヲ給スルノミ

第十七條 退隱セシメラル、カ又ハ一時休職セシメラル、官吏ノ職務上ノ住所ヲ外國ニ有スルモハ獨乙國內ノ住所マテノ轉住費ヲ第十條及ヒ第十二條ヨリ第十五條マテノ規則ニ從テ給スヘシ

第十八條 是レマテ官吏ニ非サル者ヲ始メテ官吏トシ用フルモハ上等官署ニ於テ轉住料ノ高ヲ定メ之ヲ給スルヲ得然レモ其轉住料ハ其官等相當ノ割合ヲ越ユルヲ得ス又第十條ノ末項ヲ適用ス可

カラス

第十九條 宰相ハ此布告第一條第一ヨリ第七マテ及ヒ第十條第一ヨリ第七マテニ掲ケタル等級ニハ如何ナル官吏ノ屬スヘキモノナルカ及ヒ如何ナル官吏ヲ同等ニ看做ス可キモノナルヤヲ定ムヘシ

第二十條 此布告ハ本年七月十五日ヨリ効力ヲ得ヘシ

獨乙鐵道及ヒ郵便官吏旅費日當及ヒ轉職料布告(千八百七十五年七月五日發)

天帝ノ轉翼ヲ以テ獨乙帝及ヒ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ千八百七十三年三月三十一日ノ官吏權利義務規則第十八條ニ從テ上院ト協議ノ上獨乙國ノ名ヲ以テ左ノ條々ヲ確定ス

第一條 本年六月廿一日ノ官吏旅費日當轉職料規則ハ左ニ掲クル特

別ノ條々ニ從テ鐵道及ヒ郵便官吏ニ適用スヘシ

第二條 鐵道ノ事務ニ付テ職務管轄内ノ旅行スルハ

一 鐵道大技監

ライムブルグ

二 電信大技監

テリガラー

三 運轉監督

ベトリク

以上ハ日當九「マルク」

四 鐵路建築師

フヒン

五 器械製作師

マニチン

六 荷物監督

キュー

以上ハ日當六「マルク」

官吏旅費日當布告

七 運轉方

パトリック・コンドロー

八 製作所長及ヒ職人頭

ヴェルクスマスター・フアン・ホルムス・グラー・エル・ヴェルク・マイスター

九 電信技手

テレグラフィー・コンドロー

以上ハ日當四「マルク」五十「ヘニヒ」

第三條 職務上旅行ノ全部又ハ一部ヲ政府ノ鐵道ニ因テ旅行ヲ爲ス
ルハ其鐵道ノ間ハ規則ニ定ムル旅費ノ代リニ汽車錢ヲ拂ハスシテ
汽車ニ乗り荷物賃ヲ拂ハスシテ荷物ヲ運送スヘシ其他前條ニ掲ケ
タル他ノ官吏ノ他ノ旅行ヲ爲スル(他ノ官吏ノ職務管轄外ニ旅行
スルルニシテ政府ノ鐵道ヨリ爲スル)出立及ヒ到着料ヲ給スヘシ
政府ニ屬セサル鐵道ヲ無賃ニテ旅行スヘキコトヲ得ル切手ヲ與ヘタ
ル者ハ職務上旅行ノルハ其切手ヲ用フヘシ又旅費トシテハ唯々出

立及ヒ到着料ノミヲ給スヘシ

第四條 職務管轄内ニ歩行ノ旅行又ハ自轉車若クハ鐵道局所屬ノ車

ヲ以テ旅行ヲ爲スルハ日當ヲ受クルノミニシテ本年六月二十一日
ノ布告第四條第二項ニ記スル旅費ヲ受クルコトヲ得ス

大技監器械製作師製作場長及ヒ職人頭ハ汽氣器械車及ヒ聯車ノ運
轉ヲ試験スル爲メニ旅行セシト又停車場ノ官吏ノ汽車ノ力ヲ助ク
ルカ爲メ別ノ器械ヲ用ヒテ之ヲ導キタルルハ日當及ヒ旅費ノ代リ
ニ左ニ掲クル費用ヲ給スヘシ但往復ヲ一箇ノ旅行ト爲スヘシ(尤
モ往復ノ一方カ他ノ目的ナルトニ拘ハラズ)

- 一 大技監器械製作師ハ三「マルク」
- 二 製作場長及ヒ職人頭及ヒ停車場ノ官吏ハ二「マルク」

官吏旅費日當布告

然レモ本條ノ目的ノ爲メ一日ニ數度旅行ヲ爲スモ其費用ハ日當高
ヲ越ユ可カラス

第五條 鐵道停車場長ハ其職務管轄内ニ旅行ヲ爲シタルモハ止タ長
官ノ許可ヲ得タル上夜中巡覽ヲ爲シタルモニ限り日當ヲ給スヘシ
且其住所地方外ニ泊シタル毎ニ日當ヲ給スヘシ

第六條 汽氣運轉者及ヒ汽車附添役人ハ汽車ニ附添タルモ又ハ停
車場監督役人ハ財料及ヒ職人ヲ乗セタル汽車ニ附添タルモハ日當
及ヒ旅費ノ代リニ夜泊料「キロメートル」料又ハ時間料ヲ給ス可シ
是等ノ賃料ハ宰相ヨリ規則ヲ發シテ定ムヘシ但本年六月二十一日
ノ布告第一條第四條及ヒ此布告ノ第三條ニ定メタル金額ヲ越ユル
コヲ得ス

又前項同一ノ方法ヲ以テ郵便掛リノ官吏及ヒ卒夫ノ郵便物ヲ運送
スルカ爲メニ旅行ヲ爲シタルモ旅費日當ノ代リニ給スヘキ賃料ヲ
定ムヘシ

第七條 俸給豫算表ニ掲クル鐵道官吏ノ轉職スルモ新任ノ地方へ政
府ノ鐵道ニテ旅行スルコヲ得ル者ハ

- (ア) 自己及ヒ家屬ハ賃錢ヲ拂ハスシテ乘車スルコヲ得
 - (ベ) 荷物ハ賃錢ヲ拂ハスシテ運送スルコヲ得
- 無賃ニテ旅行運送ヲ爲シ得ヘキ間ハ本年六月二十一日ノ布告第十
條ノ運賃及ヒ第四條第一ノ旅費ヲ給セス止タ雜費及ヒ出立到着費
ヲ給スヘシ

第八條 此布告ハ本年七月十五日ヨリ効力ヲ有スヘシ

千八百七十六年八月廿八日ノ官署、官吏及ヒ政府ノ政事組合ノ職務
上言語規則

第一條 官署、官吏及ヒ政府ノ政事組合ノ職務上ノ言語ハ必ス獨逸語
タルヘシ其文書往復モ亦獨逸語ヲ用フヘシ

第二條 至急ノ場合ニ於テハ他國語ヲ用テ作りタル一己人ノ願書ヲ
受理スルコアルヘシ受理セサルハ之ヲ却下シテ獨逸語ヲ以テ差
出スヘキコトヲ諭スヘシ

第三條 此規則ノ効力ヲ得ル日ヨリ二十年間ハ國王ヨリ布告ヲ發シ
地方ヲ限リ學校長村會郡會鄉會等ノ會議調書ニハ獨逸語ノ外ニ他
國語ヲ用ヒシムルコトヲ得
又同期限間ニハ縣廳ヨリ布達ヲ發シ獨逸語ニ通セサル村里ニ又控

訴裁判所ノ布達ヲ以テ獨逸語ニ通セサル裁判所使吏又ハ後見人ニ獨逸語ニテ職務上ノ報告及ヒ其辨明書ヲ差出サシムルヲ得

第四條 裁判所ニ於テ獨逸語ニ通セサル者ノ裁判ヲ爲スヘキハ誓約ヲ爲シタル通譯者ヲ立會スヘシ

獨逸語ニ通セサル者ハ能ク解スル他國ノ語ヲ以テ誓約ヲ爲スヘシ
調書ハ獨逸語ヲ以テ作ルヘシ獨逸語ニ通セサル者ノ承諾ヲ要スル
ハ通事ヲシテ他國語ニ翻譯セシムヘシ

別ニ他國語ヲ以テ調書ヲ作ルヘカラス但事件ノ緊要ナルカ爲メ裁判官ニテ必用ナリト認めタルハ他國語ヲ以テ爲シタル辨說ヲ他國語ニテ調書又ハ附録ニ記スヲ得場合ニ因テハ通事ニテ認可シタル譯文ヲ調書ニ附スルヲ得

第五條 通事ノ誓約ハ一度之ヲ爲サシメ又ハ時々之ヲ爲サシムルヲ得通事ハ誠實ニ翻譯スルヲ誓フヘシ官吏ヲシテ翻譯セシムル

ハ別ニ誓約ヲ爲サシメサルモ職務上ノ誓約ヲ以テ足レリトス

第六條 争訟事件ニ非サル裁判ニ(遺言書ヲ作り又ハ財産ノ目錄ヲ作り或ハ動産ノ公賣ヲ爲スノ類)於テハ關係者ヨリ通事ノ誓約ヲ爲サシメサルヲ得

其誓約ヲ爲サシメサルハ關係者ノ言語ヲ以テ調書ニ其旨ヲ記スヘシ

書記ノ立會ヲ要セサル裁判ニ於テハ裁判官他國語ニ通スルハ通事ヲ立會ハシムルニ及ハス

第七條 關係者都テ他國語ニ通スルハ通事ヲ立會ハシメサルヲ得

此場合ニ於テハ争訟ニ非サル裁判ノ調書ハ他國語ヲ以テ作ルコトヲ得レド獨逸語ノ譯文ヲ付スヘシ

獨逸語ヲ以テ作りタル調書ニ獨逸語ニ通セサル者ノ承諾ヲ要スルハ職務上之ニ加ハリタル者ヲシテ他國語ニ通譯セシムヘシ

第八條 通事ノ職ハ通事ヲ兼務スル裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ勤メシムルヲ得

第九條 第四條ヨリ第八條マテノ裁判所ニ係ル規則ハ亦對審ヲ要スル事件ニ付キ行政官署又ハ土地義務解放役所及ヒ其派出委員ノ手續又ハ死生婚姻登記官吏ノ手續ニ適用スヘシ

第十條 總テ此規則ニ抵触スルモノハ廢止タルヘシ

第十一條 此規則ニ因テ廢セサル者ハ左ノ如シ

一 獨逸語ニ通セサル軍人ハ本國ノ語ヲ以テ軍務誓約書ヲ朗讀スル規則

二 通事ヲ命スルコト或ル事件ニ付キ通譯ヲ拒ムコト及ヒ通譯ヲ爲スコト能ハサル規則但第八條ハ此限ニ在ラス

三 證書ノ通譯手續ニ關スル規則

四 公證人規則但千八百四十五年七月十一日ノ規則第三十四條ハ廢止タルヘシ

五 仲裁々判官ノ裁判規則

第三第四ニ掲ケタル規則ニ於テ通事ノ誓ヲ要スルハ此規則ノ第五條ニ從フヘシ

第十二條 從來ノ規則ニ從テ一度通事ノ誓約ヲ爲シタル者ハ更ニ誓

約ヲ爲スヲ要セス

文官等級尊號ニ關スル布告 千八百十七年
二月七日

從來ノ規則慣習ヲ廢シ左ノ條々ヲ布告ス

第一條 諸省ノ上等ノ官吏ハ後來ハ三等ニ分チ左ノ如ク區別スヘシ

一等 諸局長

ゼンズ&ゼナレクトゾーレン

外務省ニテハ

① 「ヴルクリヘルゲハイメル、レガチヲンスラートヲンドセフア
イ子ルアブクイルング」

② 「ヴルクリヘルゲハイメルレガチヲンスラート」

司法省ニテハ

「ヴルクリヘルゲハイメルヲ、ベルヂヤスチースラート」

大藏商務省ニテハ

文官等級尊號布告

「ヴルクリヘルゲハイメルヒナンツラートランドヂレクトヨール
陸軍省ニテハ

「ヴルクリヘルゲハイメルキリーグスラートランドヂレクト
ヨール」

警察省内務省ニテハ

「ヴルクリヘルゲハイメルラーベルレギールングスラートウン
トヂレクトヨール」

二等 「ホールタラーゲン、デ、レーテ」 大輔

外務省ニテハ

「ゲハイメルレガチヨンスラート」

司法省ニテハ

「ゲハイメルヲ、ベルヂユスチースラート」

「グイハメルヲ、ベルトリユブナールスラート」

大藏商務省ニテハ

「ゲハイメルヲ、ベルヒナンツラート」

陸軍省ニテハ

「ヴルクリヘルゲハイメルキリーグスラート」

警察省内務省ニテハ

「ゲハイメルラーベルレキールングスラート」

三等 「ホールタラーゲン、デ、レーテ」 少輔

外務省ニテハ

「ヴルクリヘルレガチヨンスラート」

文官等級尊號布告

司法省ニテハ

「ゲハイメルヂユスチーフラート」

大藏商務省ニテハ

「ゲハイメルヒナンツフラート」

陸軍省ニテハ

「ゲハイメルキリーグスフラート」又ハ「ヴルクリヘルキリーグス

フラート」

警察省内務省ニテハ

「ゲハイメルレギールングスフラート」

第二條

一等「フラート」ハ從來「ゲイハルスターツフラート」ニ與ヘタル等級及ヒ特權ヲ有スヘシ且左ニ掲クル者モ此等級ニ屬スヘシ

一「ゲハイメカビネツツレーテ」

一等侍講

二宰相局ノ「ホルタラーゲンデレーテ」

(宰相書記官長)

但任命ノ時又ハ其後一等「フラート」ヲ與ヘタル時ニ限ルヘシ

三「ゲ子ラールポストマイステル」

郵便長

但「エキチエレンツ」ノ尊號及ヒ高キ等級ヲ與ヘサル時ニ限

ル

四「セフプレシデントデルヤーベルレヒニングスカンメル」

會計検査院長

五「セフプレシデントデスゲハイメンヤーベルトリユブナールス」

大審院長

但「エキチエレンツ」ノ尊號及ヒ高キ等級ヲ與ヘサル時ニ限ル

文官等級尊號布告

六「セフプレシデントテスガンチエンカンメルグリヒツ」

上等地方裁判所長

但特ニ此官ニ專任セラレタル者ニ限ル

七「ラーベルベルヒハウプトマン」

鑛山頭

八「スターツスケレテール」

内閣大少輔

但「エキチエレンツ」ノ尊號及ヒ高キ等級ヲ與ヘサル者ニ限ル

九「ヤーベルプレシデンティンデプロビンチエン」 州長

都テ一等「ラート」ニ屬スルモノハ任命ノ日ノ前後ニ因テ其順次ヲ

定ムヘシ

二等「ラート」ハ從來「スターツレーラ」ニ與ヘタル等級及ヒ特權ヲ

有スヘシ且左ニ掲クル者モ此等級ニ屬スヘシ

一「ヴァルクリヘレギールングスプレシデンテン」 縣令

二「プレシデンテンデスカンメルグリヒツ」

上等地方裁判所上席裁判官

三「プレシデンテンデルヤーベルランデスグリヒツ」

上等裁判所々長

四「デレクトヤーレンデルヤーベルレーヒスングスカンメル」

會計審査院局長

都テ二等官ニ屬スル者ハ任命ノ日ノ前後ニ因テ其順次ヲ定ムヘシ
以上ノ文官ハ國王ノ招待ニ與カルヘシ

三等「ラート」ニ屬スル者ハ左ノ如シ

一「ゲ子ラールミュンツデレクトヤーール」 造幣頭

文官等級尊號布告

二「ダレクトワーレンデルバンク」

銀行頭

三「デレクトワーレンデルゼーハンドルング」航海頭

四「ビーツプレシデンテンウインドデレクトーレンバイデンプ」

五「ゲ子ラールコンミツサーレンヒユールヂーボメエルリヘンフエ

ルヘールトニツセン」

百姓ノ關係解散委員

都テ三等ニ屬スル者ハ任命ノ日ノ前後ニ因テ其順次ヲ定ムヘシ

第三條 此布告ニ從ヒ各省ノ「ホールタラーゲンデレーテ」ヲ三等ニ

分チ其省ヨリ之ヲ宰相ニ具申シ宰相ヨリ書面ニ認メテ之ヲ國王ニ

差出スヘシ

從來與ヘタル尊號則チ「ゲハイメルスターツラート」及ヒ「スターツ

ラート」ノ尊號ハ其官吏ノ職務カ以上ノ等級ニ從ヒ他ノ尊號ヲ用

フルニ非サレハ之ヲ保存スルヲ得

第四條 上等行政官署ノ官員ニシテ諸省ノ官吏ニ非サル者ハ諸省ノ

官吏ニ對シ左ノ等級ヲ有スルモノナリ

一「ゲハイメヲ、ベルベルヒレーテ」ハ（鑛山助）大藏省ノ官吏トシ

其尊號ヲ保チ二等官ニ屬スヘシ

二「ゲハイメゼーハンドルングスレーテ」及ヒ「ゲハイメヲーベルバ

ウレーテ」及ヒ「ゲハイメレーヒヌングスレーテ」ハ其尊號ヲ保チ

三等官ニ屬スヘシ

三「ゲハイメヲーベルレーヒヌングスレーテ」デルヲーベルレーヒヌ

ングスカンメル」

會計審査員ノ「ゲハイメヲーベルレーヒヌングスラート」

「ゲハイメポストレーテ」デスゲ子ラールポストアンムツ」ハ三等

文官等級尊號布告

官ニ屬スヘシ

郵便本局ノ「ゲハイ
メ。ポストクラート」

四「ゲハイメヨールベルソヂチナールレーテ 衛生總監

諸省ノ「ラート」ヲ兼ルルハ二等官ニ屬シ兼子サルルハ三等官ニ
屬スヘシ

「ヨールベルバウレーテ、ヨールベルメヂチナールレーテ、ヨールベルコ
ンシストリヤールレーテ」是等ハ三等官ニ屬スヘシ 寺院局長

第五條 「プロビンチャールコレーギエン」ノ上等官吏ノ五等ニ分ツ

一「ヨールベルプレシデンテン」

二「セフプレシデンテン」

三「ヂレクトヨールレン」

四「レーテ」二種アリ

①「カンメルゲレヒツレーテウルクリヘヨールベルランデスゲリヒ
ツレーテ」

②「ガルクリヘレギールングスレーテ」

五「アツセスソーレン」

大ナル卿ノ「ヨールベルホルストマイステル及ヒ」ポリサイプレシデ
ンテン「ハ」ヂレクトーレン「ノ後」レーテ「ノ前」ニ位スルモノナリ

「ヨールベルベルヒエンムテル」鑛山ハ縣廳及ヒ「ヨールベルランデスゲリ
ヒテ」ト同等ニ位スルナリ故ニ「ベルヒハウプトロイテ」ハ「プレシデ
ンテン」ノ等級ヲ有シ「ヨールベルベルヒアンムツヂレクトヨールレン」

上等地方裁判所

ハ「レギールングスヂレクトーレン」及ヒ「ヨールベルランデスゲリヒ
ツヂレクトヨールレン」ノ等級ヲ有セリ「ヨールベルベルヒレーテ」ハ「ヨ

文官等級尊號布告

―ベルランデスグリヒツレ―テ^レ及ヒ^レレギールングスレ―テ^レノ等
級ヲ有セリ^レヲ―ベルベルヒアンムツアツセスソーレン^ハ―ベルヒ
レ―テ^レノ尊號ヲ有スル^レニテモ^レレギールングスアツセスソーレ
ン^及ヒ^レヲ―ベルグリヒツアツセスソーレン^ノ等級ヲ有セリ
「プロビンチャールコレ―ギエン^ノヲ―ベルメヂチナールレ―テ^レ
及ヒ^レメヂチナールレ―テ^レヲ―ベルコンシストリヤールレ―テ^レ及
ヒ^レコンシストリヤールレ―テ^レハ^レザルクリヘレギールングスレ―
テ^レ及ヒ^レヲ―ベルランデスグリヒツレ―テ^レト同等ナリ

「ランドレ―テ^レカライイスデレクト―レン^ノランドグリヒテ^レ及ヒ^レス
郡長 郡收税掛 村里初審裁判
タツトグリヒテ^レノ^レデクト―レン^及ヒ^レ大ナル郷ニ於ケル^レポリサイ
ノ始審裁判所
デレクト―レン^及ヒ^レロテリ―デレクト―レン^ハザルクリヘレギ
當籤總裁

―ルングスレ―テ^レザルクリヘヲ―ベルランデスグリヒツレ―テ^レ
ト同等ニシテ任叙ノ順次ニ從テ其順序ヲ定ム

「プロビンチャールコレ―ギエン^レヒヌングスレ―テ^レカライイス
ストイエルレ―テ^レランドグリヒツレ―テ^レスタツトグリヒツレ―
テ^レハウプト^及ヒ^レプロビチエン^ニ於ケル^レポリツアイレ―テ^レ及ヒ其
郡 州
他ノ郷ニ於ケル^レポリツアイデレリト―レン^ハレギールングスア
ツセスリ―レン^及ヒ^レヲ―ベルランデスアツセスソーレン^ノ部類
ニ屬スヘシ

第六條 ①「チツツ―ルレ―テ^レ尊號ノミ^ノヲト^ハ二等ニ分ツ
一等

①「レガチヲンスレ―テ^レ」

文官等級尊號布告

- ㊦「ゲハイソジユスチーツレ—テ」
- ㊧「ゲハイソヒナンツレ—テ」
- ㊨「ゲハイソギリ—ゲスレ—テ」
- ㊩「ゲハイソポイツアイレ—テ」
- ㊪「ゲハイソレギルングスレ—テ」
- ㊫「ゲハイソレ—ヒヌングスレ—テ」
- ㊬「ゲハイソホフレ—テ」
- ㊭「ゲハイソマンメルチエンレ—テ」
- ㊮「ゲハイソコンミツシヲンスレ—テ」

二等

- ㊯「ジユスチーツレ—テ」

- ㊰「ヒナンツレ—テ」
- ㊱「レ—ヒヌングスレ—テ」
- ㊲「ギリ—ゲスレ—テ」
- ㊳「ポリツアイレ—テ」
- ㊴「ホルストレ—テ及ヒホルストマイステル」
- ㊵「ホフレ—テ」
- ㊶「コンメルチエンレ—テ」
- ㊷「コンミツシヲンスレ—テ」
- ㊸「アンムツレ—テ」

一等ノ者ハ諸省ニ奉職スレハ「レギールングスヂレクトーレント」
 「ヴルクリヘレギールングスレ—テ」及ヒ「ヴルクリヘフ—ベルラン

文官等級尊號布告

デスゲリツレーテノ間ニ位スヘシ然ラサレハ終リノ者ト同等タル
ヘシ

二等ノ者並ニ「ランドレントマイステル」ハ「ヴルクリヘレギルン
スレーテ」及ヒ「ヴルクリヘヤーベルランデスゲリヒツレーテ」ノ後
「アッセスソーレン」ノ前ニ位スヘシ

④ 下等官吏ハ四等ニ分ツ

スプアムテチン

一等左ニ掲クル諸省ノ下等官吏ハ「ゲハイム」ノ尊號ヲ有スルト否
ニ拘ハラズ各同等ニ屬スヘシ

①「エキスペヂーレンデセクレターレ」 文書往復書記

②「ジユールナリステン」 日記役

③「カルクラトーレン」 會計役

④「レギストラトーレン」 記録掛

⑤「レンダンテン」 出納掛

⑥「コントリヨール」 検査掛

⑦「ホールステエルデルカンツライエン」 記録長

是等ノ者ト同等ニ立ツ者

是等ノ者ハ「カンソルダリヒト」レギルンゲン「ヤーベルランデスゲ
リヒテ」ノ「アッセスソーレン」ト同等ナリ

是等ノ者ノ後ニ位スル者ハ

二等「ランデスコレーギエン」ノ「レヘンダーリエン」及ヒ「アウスケル
ダトーレン」

三等「ランデスコレーギエン」ノ「スプアルテルチン」下等官吏一
等ノ如キ及ヒ區別アリ

文官等級尊號布告

諸省ノ「カンツライセクレター」書記リエン」及ヒ「カンツリステン」筆生

四等「ランデスコレーキエン」ノ「カンツライセクレター」書記リエン」及ヒ

「カンツリステン」

第七條 等級争ヒヲ防キ及ヒ此布告ヲ維持スル爲メ左ノ條々ヲ注意スヘシ

一 諸省ニ奉職スル「ホールタラー」書記「ゲンデレ」筆生「テ」ハ「チツラール」書記「テ」筆生上ニ位ス州ノ官署ニ於テモ此例ニ從フヘシ又共ニ事務ヲ行フモハ此規則ニ從テ同級ニ居ル者ト雖モ「ヂツラール」書記「テ」ハ「ホールタラー」書記「ゲンデレ」筆生「テ」ノ次ニ位スヘシ

二 諸省ニ於テ同級ニ屬スル者ハ何レノ省ニ於ケルモ同等ノ等級ニ居ルヘシ然レモ任叙ノ前後ニ從テ其順次ヲ定ムヘシ例ヘハ二等

ニ屬スル大藏省ノ「ゲハイメル」書記「ベルヒナンツラート」筆生ハ陸軍省ノ「ヅルツリヘルゲハイソルキリ」書記「グスラート」筆生ヨリ先キニ任セラレタルモハ其上ニ位スルカ如シ

三 等級ノ順序ハ其階級ニ從テ之ヲ定メ又其等級ニ屬スル者ノ順序モ其階級ニ從テ定ムヘシ故ニ一等ニ屬スル者ハ二等ニ屬スル者ノ上ニ位シ其順序ハ叙任ノ順序ニ從フ可カラス

四 諸省及ヒ上等官署ノ一級ニ屬スル者ト州ノ官署ノ一級ニ屬スル者ト同級ナルモハ其等級ハ相同ケレモ其順序ハ叙任ノ順次ニ從テ定ムヘシ

五 此布告ニ從テ其等級ヲ定ムルコト能ハサル場合ニ於テハ「ホールタラ」書記「ゲンデレ」筆生「テ」及ヒ之レト同等ニ立ツ者ニ係レハ宰相ノ申立ニ

文官等級尊號布告

6714

3092
13

六
將
來
規
則
ヲ
發
シ
テ
其
官
吏
ノ
等
級
ニ
從
テ
着
ス
ヘ
キ
正
服
ヲ
定
ム
ヘ
シ

因リ國王自カラ之ヲ決定シ其他ノ等級ニ係リ并ニ州ノ下等官吏
ニ係レハ宰相自カラ決定スヘシ
六將來規則ヲ發シテ其官吏ノ等級ニ從テ着スヘキ正服ヲ定ムヘシ



